

計画改定に当たっての考え方



第1章 計画改定に当たっての考え方

1 みどりの基本計画改定の目的

平成19年7月、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「江東区みどりと自然の基本計画」を策定しました。

計画策定から12年が経過し、その間、みどりを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

江東区の人口は増加を続け、平成27年には50万人を突破しました。特に、南部地域に位置する豊洲地区では、工場跡地での大規模開発により超高層マンションが次々に建設され、人口が急増しています。平成30年現在、豊洲地区だけで人口が10万人以上を占めており、今後も増加が見込まれています。また、今後も新たなまちづくりが進む江東区においては、地域のコミュニティづくりやにぎわいづくり、防災・減災、健康・福祉、子育て・教育等、多様な分野の課題解決に対して、様々なみどりの機能を活かしていくことが求められています。

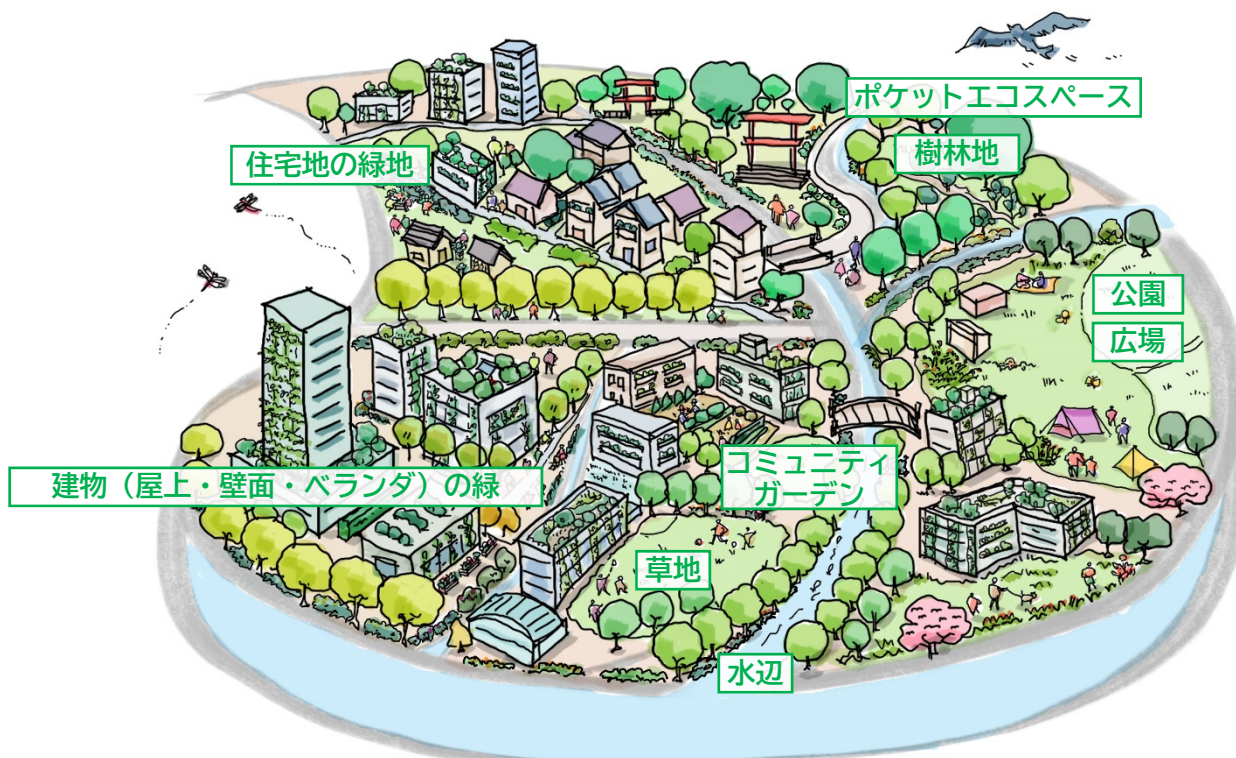
今回の計画改定は、区のこれまでの取組を整理した上で、近年の社会情勢や国・東京都及び区の動向、区民のニーズ等を踏まえ、これらに対応した今後の緑地の保全及び緑化の推進に関する取組について見直すことを目的とします。

2 本計画における「みどり」の定義

木や草等の植物を「緑」とします。

それに対して、植物自体だけでなく、樹林地、草地、水辺、広場等、動植物が生息し、自然と人が共生する環境やその恩恵、人との関わりによる文化等を含めたものを「みどり」とします。

「みどり」を再定義したことに伴い、本計画名を「江東区みどりと自然の基本計画〔緑の基本計画〕」から「江東区みどりの基本計画」へ改定します。



本計画における「みどり」のイメージ

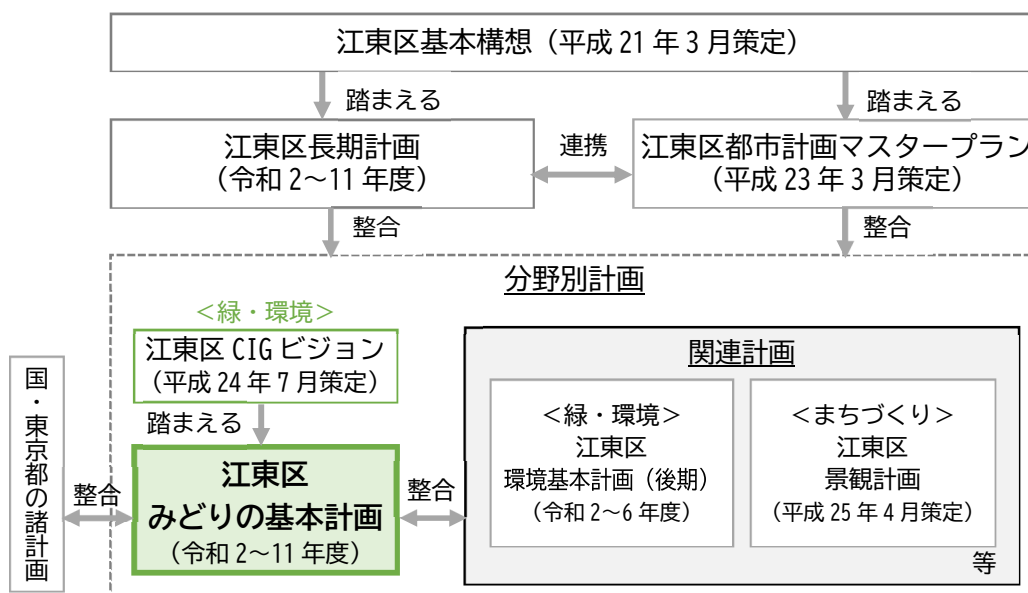
3 みどりの基本計画の位置付け

江東区には、区の将来像やまちづくりの基本的な指針を定めた「江東区基本構想」及び基本構想に基づく取組の方向性を明らかにした「江東区長期計画」があります。

基本構想・基本計画には5つの政策分野が位置付けられており、分野ごとに分野別計画が策定されています。この中で「みどりの基本計画」は、5つの政策分野の一つ「緑・環境」に関する計画に位置付けられています。

当初計画である「江東区みどりと自然の基本計画」（以下「当初計画」という。）の策定後、長期計画において「CITY IN THE GREEN」（以下、「CIG」という。）の考え方が位置付けられたことを受け、目指すべき都市像や取組を明らかにした「江東区 CIG ビジョン」を策定しました。「CIG」とは、「みどりの中の都市」をイメージした緑化推進事業の総称です。

今回改定する「みどりの基本計画」は、長期計画、「江東区都市計画マスタープラン」及び「江東区 CIG ビジョン」を踏まえるとともに、「江東区環境基本計画」、「江東区景観計画」をはじめとする他の分野別計画、国・東京都の諸計画との整合性を図りながら、区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けた取組を示すものです。



4 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。社会情勢の変化や新たな課題にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 みどりを取り巻く社会情勢

計画の改定に当たっては、社会情勢や国・東京都・江東区の動向を踏まえた上で、みどりの課題を抽出します。

（1）社会情勢の変化

① 環境問題の進行

地球温暖化の進行や生き物の生息・生育空間の減少等を背景として、気象現象の要因となる温室効果ガスの吸収源対策やヒートアイランド現象に起因する暑熱環境への適応策の推進、生物多様性の保全に向けて、みどりの保全と更なる創出が求められています。

② 様々な災害リスクへの懸念

集中豪雨の頻発や台風の大型化等の自然災害の脅威が高まり、大規模水害や首都直下地震等も懸念される中、みどりを活用した防災・減災への期待が高まっています。

③ オリンピック・パラリンピックの開催

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）等を契機として、国内外からの来訪者をおもてなし、まちのにぎわい創出につなげていけるよう、みどりを活かした景観づくりや魅力あるまちづくりへの期待が高まっています。

④ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディー・ジーズ）は、平成 27 年の国連サミットで採択された 17 の国際目標であり、持続可能な社会の実現に向けて、みどりを活用した SDGs の達成が期待されています。



SDGs (Sustainable Development Goals) とは・・・

平成 27 年 9 月、ニューヨークの国連総会で、世界の国々は SDGs(持続可能な目標)について合意しました。この合意により、貧困を終わらせ、すべての人が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さずに、より良い生活を送ることができる世界を目指して、世界中が努力することが約束されました。平成 28 年からの 15 年間で世界中の国々はこの SDGs の達成に向けて取り組んでいきます。SDGs は 17 の目標が定められています。

みどりの基本計画では、主に以下の目標達成に貢献する施策を展開していきます。

 6 安全な水とトイレを世界中に	目標 6 清潔な水と衛生 水と衛生的な環境をきちんと管理して、誰もが水と衛生的な環境を得られるようにします。 ➤ 水に関する生態系を守ります。
 11 住み続けられるまちづくりを	目標 11 持続可能なまちと地域社会 まちや人々が住んでいるところを、誰もが受け入れられ、安全で、災害に強く、持続可能な場所にします。 ➤ 災害に強いまちと地域をつくります。地球温暖化等の気候変動に対応できるように支援します。
 13 気候変動に具体的な対策を	目標 13 気候変動への対策 気候変動やそれによる影響を止めるために、すぐに行動を起こします。 ➤ 気候変動が原因の災害や自然災害に対してきちんと備えます。
 14 海の豊かさを守ろう	目標 14 海のいのちを守ること 持続可能な開発のために、海や海の資源を守り、持続可能な方法で使用します。 ➤ 海の汚染を減らします。海の汚染の多くは陸上の人間の活動が原因です。
 15 陸の豊かさを守ろう	目標 15 陸のいのちを守ること 陸の生態系を守り、再生し、持続可能な方法で利用します。森林をきちんと管理し、砂漠がこれ以上増えないようにし、土地が悪くなることを止めて再生させ、生物多様性が失われることを防ぎます。 ➤ 森林破壊を減らし、木を植えます。絶滅危惧種を一刻も早く保護します。
 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	目標 17 目標のために協力すること 目標達成のための必要な行動や方法を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力します。 ➤ 目標を達成するために、SDGs に関連する分野の問題について取り組んできた組織や人と協力します。

【出典】外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」

Save the Children「私たちが目指す世界 子どものための「持続可能な開発目標」を基に作成

(2) 国の動向

① 新たな時代の緑の政策展開

- 平成 28 年 5 月の「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」では、緑とオープンスペースによる都市のリノベーション、より柔軟に都市公園を使いこなすプランニングとマネジメントの強化、区民・事業者との連携等がこれまで以上に重視されています。
- 平成 29 年 5 月には都市公園法が改正され、都市公園の再生・活性化に向けて、民間活力による新たな都市公園の管理手法が創設されました。また、同時に行われた都市緑地法の改正では、民間の活力を最大限活かして、みどり・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進することが期待されています。
- さらに、平成 27 年に制定された都市農業振興基本法等を背景として、農業体験・学習・交流の場等、農地等のみどりの有する多様な機能の発揮が期待されています。

② グリーンインフラとしてのみどりの多機能性の発揮

- 平成 27 年に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の 1 つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。
- このことを背景として、自然の持つ多様な機能を活用し、防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題に対応し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることが重要であるとされています。

③ 生物多様性の向上

- 平成 20 年に生物多様性基本法が制定され、平成 23 年には生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針の改正が行われています。これらを受け、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息・生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して緑地を配置し、都市におけるエコロジカルネットワークの形成を図ることが重要であるとされています。
- さらに、生物多様性の視点をみどりの基本計画により取れ入れていくために、平成 30 年に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定される等、生物多様性の確保に向けた計画的な取組を進めることが期待されています。

④ 水辺の活用

- 河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという機運の高まりを受け、平成 23 年に河川敷地占用許可準則が改正されました。
- この改正により、地域の合意を前提とした上で、河川空間における民間事業者によるイベント施設やオープンカフェ等の運営が可能となり、全国の都市で河川空間の利活用が進められています。
- 平成 28 年の準則の改正では、営業活動を行う事業者等に認められる 3 年以内の占用許可期間について、10 年以内とすることが定められました。



コラム 2



生物多様性とは・・・

地球上には、私たち人間を含む多様な生き物が存在しています。それらの生き物は、自分1人だけ、1種だけでは生きていくことができません。なぜなら、食料品や水、医療品等は多様な生き物が共生する豊かな自然環境から得られるものだからです。他の生き物とのつながりがあって、生きていくことができます。生物多様性とは、簡単に言うと、こうしたつながりあう様々な生き物が共生していることを指します。生物多様性があることで、食材の供給や地球環境の維持等、様々な恩恵を受けています。

生物多様性には下記のように、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルがあるとされています。

本計画の対象となる「みどり」は多くの生き物がすみかとしているため、生物多様性に富んだ環境づくりには必要不可欠な要素となっています。そのため、豊かな都市生活を支えるためにも、生物多様性に配慮した緑化の推進や緑地の保全を進めていきます。

○生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等、多様なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。



ブナ林



サンゴ礁

○種の多様性

動植物から細菌等の微生物に至るまで様々な種類の生き物が生息・生育していること。



チシオタケの仲間



アオウミガメとギンガメアジ

○遺伝子の多様性

同じ種でも、遺伝子レベルでは違いがあることから、形や模様、生態等に多様な個性があること。



アサリ



ナミテントウ

【出典】環境省「生物多様性国家戦略 2012-2020」

環境省 HP

国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

(3) 東京都の動向

① 都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）

- 2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したものです。
- 区内の拠点・地域ごとの将来像として、魅力づくりやにぎわいづくり・ゆとりある都市空間の形成等に水辺や緑を活かす考え方が示されています。

② 東京における土地利用に関する基本方針について（平成 31 年 2 月）

- 都市づくりのグランドデザインを踏まえ、将来の人口減少を見据えた安全で魅力や活力の高い都市の創出を図る土地利用へと転換し、持続的な発展を目指すための土地利用に関する基本方針について示したものです。
- 都市において必要不可欠なものとしてみどりの重要性が示されており、みどりの量的な底上げと質の向上を総合的に推進することが示されています。

③ 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成 24 年 5 月）

- 生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめたものです。
- 緑の量の確保のみならず、生物多様性の保全等、緑の量・質ともに確保する新たな施策展開が位置付けられています。

④ 緑確保の総合的な方針（改定）（平成 28 年 3 月）

- 特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、東京都と区市町村とが合同で、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とするものです。
- 「緑のまちづくり指針」においては、まちづくり事業の中で緑を創出するものとして、江東区では豊洲や有明等の開発計画が挙げられています。
- 新たな確保地（今後 10 年間に確保することが望ましい緑）の設定等を目的に、令和 2 年に改定が予定されています。

⑤ 「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年 5 月）

- 都市づくりのグランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するために、東京が進めるみどりの取組をまとめたものです。
- 東京の緑を総量としてこれ以上減らさないことを目標とし、「拠点・骨格となるみどりを形成する」、「将来にわたり農地を引き継ぐ」、「みどりの量的な底上げ・質の向上を図る」、「特色あるみどりが身近にある」の 4 つの方針に基づく取組が位置付けられています。

⑥ 都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成 23 年 12 月）

- 都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするものです。
- 東京都が整備する亀戸中央公園及び清澄公園、区が整備する大島九丁目公園の計 3 か所において、優先整備区域（平成 32（2020）年度までに優先的に整備する公園・緑地）が設定されています。
- 新たな優先整備区域の設定等を目的に、令和 2 年に改定が予定されています。

⑦ 東京都環境基本計画（平成 28 年 3 月）

- 気候変動への対応、エネルギー等の資源制約の高まり、大気環境の改善や生物多様性の保全等の解決に向けた東京の将来像と、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくことを目的とするものです。
- 「世界一の環境先進都市・東京」の実現に向けて、生物多様性の保全・緑の創出等をテーマとした取組を推進することが位置付けられています。

(4) 江東区の動向

① 南部地域における人口増加

- 江東区の人口は増加を続け、平成 27 年には 50 万人を突破しました。特に、南部地域では、工場跡地での大規模開発により超高層マンションが次々に建設され、人口が急増しており、今後も増加が見込まれています。

② まちづくりの推進

- 平成 23 年 3 月に江東区都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを推進しています。部門別のまちづくり方針の 1 つとして「水とみどりの都市づくり」を位置付けています。なお、令和 3 年 3 月に、概ね 20 年後を目標とした都市計画に関する新たな基本方針を定める都市計画マスタープランを改定する予定です。

③ 水と緑豊かなまちの形成に向けた取組

- 令和 2 年 3 月に「江東区環境基本計画（後期）」を策定し、目指すべき江東区の環境像として、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標と位置付け、生物多様性の保全、公園・緑地の整備、水辺環境の整備に取り組んでいきます。
- 低炭素まちづくり計画として、平成 23 年 6 月に、豊洲グリーン・エコアイランド構想を策定し、環境まちづくりの 6 つの視点のうち、「緑あふれる人とふれあう緑環境の実現～あらゆる機会を捉え「CITY IN THE GREEN」を実践～」、「水を生かし人とふれあう水域環境の実現」を位置付けています。

④ オリンピック・パラリンピック開催の準備

- 東京 2020 大会を契機に進む、都市の開発を一極性・一過性のもので終わらせないために、平成 27 年 6 月に江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画を策定しました。その中で、みどりのネットワークの強化や競技施設の緑化推進、ベランダ緑化の実施、水辺のにぎわい創出、水辺景観や自然資源等の景観の活用等のまちづくりの方針が示されています。
- 東京 2020 大会を後世に残る素晴らしい大会とするために、江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プランを策定し、開催準備を進めています。持続的な発展につながるまちづくりに向けた事業展開の 1 つとして、「CITY IN THE GREEN」の推進を通じた緑化の推進等による「環境への配慮」が位置付けられています。
- 令和 2 年の東京 2020 大会では、全 43 会場のうち 10 会場（平成 30 年 12 月現在）が江東区の南部地域に配置されます。

⑤ 豊洲市場の開場

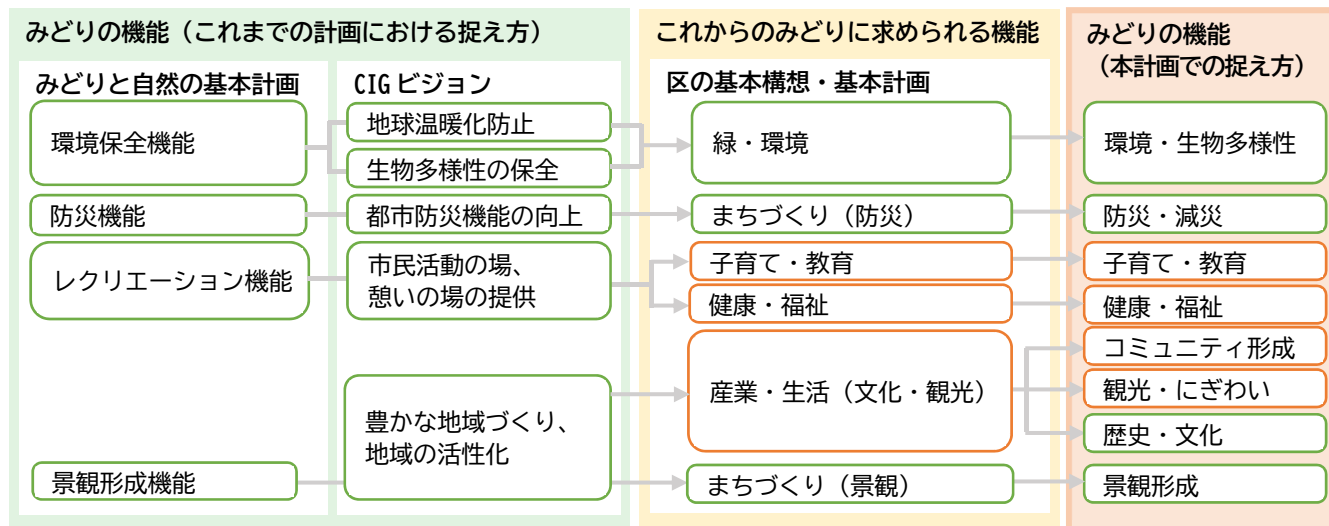
- 平成 30 年 10 月に豊洲市場が開場し、市場関連施設のにぎわい施設等の整備が予定されています。

⑥ 大規模水害への対策

- 大規模水害による犠牲者ゼロの実現に向け、平成 30 年 8 月の「江東 5 区広域避難推進協議会」により、江東 5 区大規模水害ハザードマップ・江東 5 区大規模水害広域避難計画が示されました。

6 みどりの機能

みどりは、私たちの快適で安全な暮らしに貢献する多様な機能を持っています。近年は、その機能をより多様な側面から捉えることが求められており、本計画においては、みどりの機能を課題解決に向けた取組に活用していきます。



（１）環境・生物多様性

- 緑地の蒸発散効果等により、ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境を改善する機能があります。東京湾に面し、河川や運河が縦横に位置する江東区では、夏は海から流入した南風により、気温が低下する傾向がみられます。
- 生き物の貴重な生息・生育環境として、生態系の保全・再生等により都市の生物多様性向上に資する機能があります。河川や運河、親水公園、公園等に整備された湿地や草地を備えたポケットエコスペース等が水鳥や水生生物、昆虫等の多様な生物の生息・生育空間となっています。

（２）子育て・教育

- こどもが自然に触れられる場所、体を動かし遊べる場所として、こどもの健全な成長に寄与する機能があります。区内には、「田んぼの学校」や区民農園等があり、こどもたちの農体験等を通して環境教育の場となっています。また、一部の芝生化された校庭では、こどもたちの日常的な運動量の増加が見られる等、健康づくりにつながっています。

（３）コミュニティ形成

- マルシェやイベント等の多様な行事が開催される場所として、多様な世代や昔から住んでいる人たちと新しく住み始めた人たちの交流機会を提供し、地域コミュニティ形成に寄与する機能があります。公園や道路、水辺の散歩道の植栽帯等を活用してコミュニティガーデンの活動が実施されており、みどりによるコミュニティづくりが進んでいます。
- コミュニティガーデン活動は、区内在住・在勤の方が10人以上の団体をつくり、会則を定めることで登録できます。活動に対して区から資材の提供等の支援が受けられます。平成31年4月現在、区内に43団体、1,000人を超える区民が登録して活動しています。



(4) 歴史・文化

- 社寺等の歴史・文化資源と一体となった保全・活用を図ることで、地域の歴史や地域に根付いた文化の継承に寄与する機能があります。社寺や史跡が集積する地域では、社寺林等の歴史的なみどりを保全するとともに、市街地の緑化を一体的に進めることで、歴史を感じられるまちなみが形成されています。

(5) 防災・減災

- 都市公園・緑地は、地震災害発生時の避難地・避難路、防災活動の拠点等として活用されることで、都市の安全性を向上させる機能があります。また、みどりにより火災発生時の延焼遮断効果が期待されます。江東区では、区内に縦横に位置する河川や運河に防災船着場が整備されており、災害時には陸上交通網の補完や物資の輸送路としての役割を果たします。

(6) 健康・福祉

- 自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーション等の場として利用されることで、こどもから高齢者まで幅広い世代の心身のリフレッシュ、健康づくりを支える機能があります。親水公園や散歩道、緑道等は、ウォーキング・ランニング等、区民の日常的な健康づくりの場となっています。また、区内にはスポーツ、キャンプやバーベキュー等が楽しめる様々な特色をもった公園があり、多様なレクリエーションの場となっています。

(7) 観光・にぎわい

- 歴史・文化資源やスポーツ施設のにぎわい等と一体となった観光資源として、多数の観光客を呼び込む地域の観光・にぎわいづくりに寄与する機能があります。区内には、複数の東京 2020 大会の競技会場があり、周辺と一体となった良質な緑化により快適な空間の形成を図るとともに、スポーツを通じた交流やにぎわいの場となることが期待されています。

(8) 景観形成

- みどりは、良好な景観を形成する上でシンボルや軸となり、地域固有の景観の保全、形成に寄与する機能があります。区内の街路樹は、みどり豊かな都市景観を創出しています。また、豊洲をはじめとする南部地域では、広がりのある海辺を感じるウォーターフロントの景観が形成されています。



グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）とは・・・

国が取組を推進すべきとしている「グリーンインフラ」とは、道路、港湾、公園、上下水道等の公共施設の整備に当たって、自然環境が有する多様な機能（生き物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国や地域をつくるというものです。

本計画においても、みどりの持つ8つの機能を十分に活用し、第2章で整理された江東区の課題を解決し、「みどりの中の都市」を実現することは、グリーンインフラの考え方に合うものです。

グリーンインフラの取組事例：道路緑化

道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該道路緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上を図っています。



景観向上機能

①修景、②景観統合・調和、③遮蔽、④地域への愛着醸成に分類される諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図る

環境保全機能

①沿道住民が生活の場となる生活環境、②道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境、③地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境について求められる保全に寄与する



交通安全機能

①遮光、②視線誘導、③交通分離、④指標、⑤衝撃緩和に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与する

緑陰形成機能

樹木の樹冠が上空を覆うことによって緑陰を形成し、道路利用者による通行時の他にも休息や休憩等の快適な空間を提供する

防災機能

①道路周辺からの飛砂等による交通障害②風雨等による侵食を防止する③火災延焼④建物倒壊

【出典】国土交通省 HP

